

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料は、両親が自分たちの分と一緒に納めてくれていた。申立期間について両親は納付済みとなっており、私の分が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとするその両親の納付状況を見ると、制度発足時から 60 歳で資格喪失するまで加入期間について保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったと考えられる。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、申立人の昭和 38 年度（38 年 8 月から 39 年 3 月まで）及び 39 年度（申立期間）の保険料について納付勧奨がなされ、このうち 38 年度については過年度納付した記録が確認できることから、その両親が、9 か月と短期間である申立期間のみあえて納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人自身、40 年間に及ぶ国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成4年1月から同年6月まで36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から同年7月21日まで
A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、自分が退社した後にさかのぼって引き下げられていると聞いた。正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額の記録は、当初、平成4年1月から同年6月まで36万円と記録されていたが、申立人が同年7月21日に被保険者資格を喪失した後の5年1月4日付けで、28万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所においては、申立人と同様、平成5年1月4日付けで、事業主を含む5名の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられており、これら元同僚のうち、申立人と同じ期間について訂正処理が行われた1名が提出した給与明細書を見ると、訂正前の標準報酬月額に見合う報酬額及び保険料控除がなされていることが確認できる。

さらに、当該事業所において経理を担当していた元同僚は、「申立期間当時、A社の経営状況が悪化しており、厚生年金保険料を滞納していた。」と証言している。

加えて、申立人は、当該事業所の役員でなかったことが法人登記簿から確認できる上、当該訂正処理が行われた時点では、別の事業所に勤務し厚生年金保険に加入していることが確認できることなどから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

A社B事業所の事業主は、申立人が昭和44年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年7月16日に喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和44年4月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から45年6月までは2万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から45年7月16日まで

昭和44年4月1日からA社B事業所で働き始め、以後、現在まで継続して勤務しているが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いと言われた。自分は同日付けの厚生年金保険被保険者証を所持しており、会社の記録でも同年4月入社となっているので、記録の誤りと思われる。申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した人事記録、在職証明書及びA健康保険組合が提出した資格証明書等から、申立人が申立期間について、A社に継続して勤務(昭和45年7月16日にA社B事業所から同社C事業所に異動)していたことが認められる。

一方、オンライン記録における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和45年7月16日となっている。

しかし、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び事業主が提出した厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書、並びに申立人が所持している厚生年金保険被保険者証の資格取得年月日は昭和44年4月1日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社B事業所の事業主は、申立人が昭和44年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45年7月16日に喪失し

た旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書に記載された標準報酬月額及び申立人と同種の業務に従事していた同僚の記録等から、昭和44年4月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から45年6月までは2万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から11年2月21日まで

社会保険事務所(当時)で厚生年金保険記録を確認したところ、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることがわかった。実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されているので、訂正前に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成11年2月21日以降の同年2月23日付けで、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、9年1月から11年1月までの標準報酬月額が59万円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は代表取締役の妻であり、登記簿謄本から取締役であったことが確認できる上、同社において社会保険事務を担当していたとしているが、元代表取締役は、「中小零細企業だったので、経営上の判断が必要な時は私一人で決定していた。また、社会保険料の滞納について社会保険事務所から呼び出しがあったときは、私一人が出掛けて対応していた。」と証言しており、さらに、元経理担当の従業員は、「申立人は、経理や社会保険の定型的な事務を担当していたが、決済などの権限は一切無く、代表取締役である申立人の夫がすべて決めていた。」と証言していることから、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に^{そきゅう}関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゅう}及訂正処理

を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 56 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 56 年 4 月まで
申立期間の国民年金保険料は、市役所の支所で妻の分と一緒に納付していたと記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料を、妻の分と一緒に市役所の支所で納付した。」と主張しているが、申立人は、申立期間の保険料について、月 8,000 円程度であったとしており、申立期間である昭和 49 年度から 55 年度までの保険料額は、月 900 円から 3,770 円であることから、申立人が記憶している保険料額とは大きく相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 7 月に払い出されており、この時点で申立期間はすべて時効により納付できない期間であるとともに、申立人が、申立期間の保険料を納付したと主張する市役所において申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在せず、国民年金に加入した形跡が見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその妻も、申立期間について未納となっている。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 56 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 56 年 4 月まで
申立期間の国民年金保険料は、市役所の支所で夫が私の分と一緒に納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料を、夫が私の分と一緒に市役所の支所で納付した。」と主張しているが、申立人の保険料を納付したとするその夫からの聴取によると、納付したとする保険料額は実際の保険料額と大きく相違している上、その夫も申立期間について未納となっている。

また、申立人が、申立期間の保険料を納付したと主張する市役所において申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在せず、ほかに国民年金に加入した形跡が見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から 13 年 4 月 25 日まで
社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険加入期間のうち、平成 11 年 4 月 1 日から 13 年 4 月 25 日までの期間について、標準報酬月額が 17 万円となっているが、給与支払明細書によると 30 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与支払明細書を見ると、事業主から毎月標準報酬月額 17 万円及び 30 万円に相当する 2 種類の給与明細書が渡されていたことから、申立人は、申立期間において、オンライン記録は 17 万円となっているが、30 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと申し立てている。

しかし、A社の事業主によると「毎月の社会保険料を抑えるために、給料を下げて賞与で調整する手法をとった。」としており、2 種類の給与明細書については「17 万円の給与明細書が正しいものだが、賞与で調整するといっても毎月の手取り額が大幅に下がると家計に負担をかけると思い、従前の手取り額に達するまで次回賞与からの貸付の形で差額支給していた。30 万円の給与明細書は、従前の手取り額がわかるように補足で付けたものだ。」と証言している。

また、申立期間に係る B 市役所の所得証明書及び事業所の保管する源泉徴収簿を見ると、社会保険料控除額は一致しており、標準報酬月額 17 万円に見合った額となっている上、オンライン記録の随時改定及び定時決定の記録には、標準報酬月額が遡及^{そきゆう}して訂正された形跡は認められない。

さらに、申立人から提供された賞与の支払明細書を見ても、申立期間に係

る賞与額については、源泉徴収簿に記載された賞与額から、事業主の証言どおり毎月の給与に貸付として差額支給されていたと推察される支給額となっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで
昭和 35 年 5 月から 38 年末まで、A 社及び B 社に勤務していた。A 社の専務が、自ら B 社を立ち上げるので、私も誘われて入社したことを覚えている。記録を見ると、申立期間において厚生年金保険に未加入となっており、この期間、B 社に勤務していたことは間違いないので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の専務であった者が、B 社を設立し、そのときに誘われて入社したと主張しているが、商業登記簿謄本を確認したところ、B 社の設立年月日は昭和 48 年 6 月 7 日と記載されており、申立期間においては登記されていないことが確認できる。

また、申立てに係る事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての届出はされておらず、申立人が A 社の専務であったとする者の厚生年金保険の記録を見ると、申立期間にあっては A 社にて被保険者資格を有していることが確認できる。

さらに、B 社の事業主の妻に照会したが、申立人に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、A 社の事業主は、自分が入社したのは、申立期間より後であることから申立人のことは知らないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。